



第5章 計画の進捗管理

5-1 計画目標の設定

(1) 施策体系とアウトカム指標

本計画に基づく施策を展開することによる市民生活への効果について、アウトカム指標を用いて評価し、計画の見直しを行います。

アウトカム指標は、基本方針に基づいた基本施策に対応するよう、以下のように設定します。

なお、アウトカム指標についても、今後の計画の進展や施策の実施状況を踏まえ、施策の実施効果を適切に計測できない場合は、必要に応じて見直しを行います。

基本方針	基本施策	アウトカム指標
1 使いやすい 公共交通	1-1 公共交通体系の構築	● 1日当たりの路線バス利用者数
	1-2 乗り継ぎ円滑化・ 定時性向上	
	1-3 移動手段の確保	
2 分かりやすい 公共交通	2-1 情報提供	● 公共交通機関に対する満足度
	2-2 バスサービスの充実	
	2-3 公共交通利用に対する 意識・イメージの改善	
3 まちづくりを 支える公共交通	3-1 人と環境にやさしい 交通体系の構築	● 中心市街地の歩行者通行量
	3-2 歩いて楽しめる まちなか交通の実現	

(2) アウトカム指標の内容

① 使いやすい公共交通

● 1日当たりの路線バス利用者数

《目的》

バス路線をより使いやすく再編することで、路線バスの利用者数が増加することを評価するものです。

《アウトカム指標》

～水戸市内における1日当たりの路線バス利用者数

現況 2014（平成26）年度	目標値 2023（平成35）年度
29,656人／日	33,000人／日

《参考》

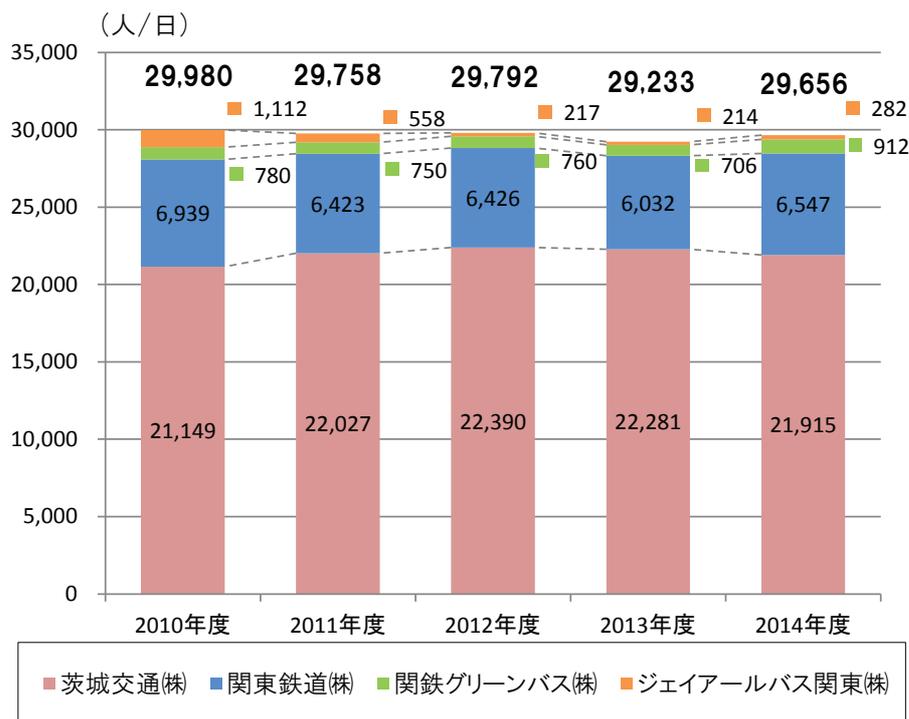


図 5-1 路線バス利用者数 (再掲)

(資料：水戸市調査)

《指標の算定方法》

バス事業者に情報提供を依頼し、現状（平成26年度）、計画期間の最終年（平成35年度）の路線バス利用者数の推移をモニタリングします。

② 分かりやすい公共交通

●公共交通機関に対する満足度

《目的》

公共交通機関が分かりやすくなり、公共交通機関に対する満足度が高くなることを評価するものです。

《アウトカム指標》

～市民1万人アンケートにおける公共交通機関が充実していると感じている市民の割合

現況 2012（平成24）年度	目標値 2023（平成35）年度
31.7%	50.0%

《指標の算定方法》

平成24年度市民1万人アンケートの結果を現況とし、計画期間の最終年（平成35年度）に同様のアンケート調査を実施し、目標値を集計します。

③ まちづくりを支える公共交通

●中心市街地の歩行者通行量

《目的》

人と環境にやさしいまちなか交通体系の構築，歩いて楽しめるまちなか交通の実現といった施策により，市民や観光客など，まちなかへの来訪者数が増加することを評価するものです。

《アウトカム指標》

～中心市街地の歩行者通行量（平日・休日の2日間の合計）

現況 2015（平成27）年度	目標値 2023（平成35）年度
101,048人	131,500人

《参考》

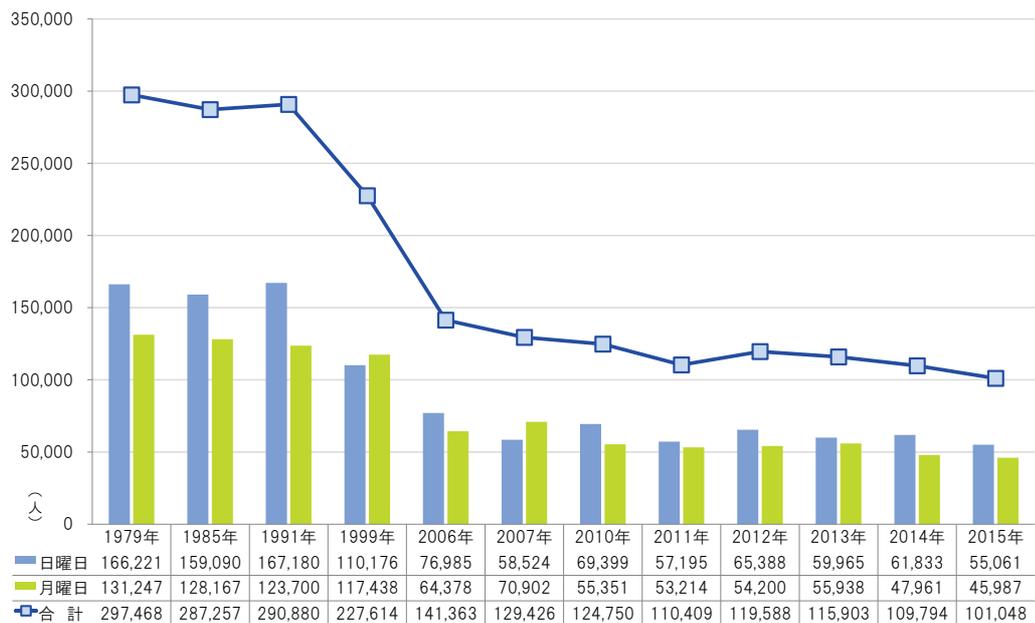


図 5-2 中心市街地の歩行者通行量の推移（再掲）

（資料：水戸市歩行者通行量調査）

《指標の算定方法》

水戸商工会議所等実施の「歩行者通行量調査」をもとに，現状（平成27年度），計画期間の最終年（平成35年度）の歩行者通行量の推移をモニタリングします。

5-2 進捗管理と推進体制

(1) 進捗管理

基本計画の進捗管理としては、バス路線の第1次再編後に、重点施策に位置付けた施策の中間評価を行うとともに、計画期間の最終年度である2023（平成35）年度において、前項で提示したアウトカム指標が目標値に達しているかどうかの検証を行います。その検証結果を踏まえ、重点施策の見直しや基本計画の改定を行います。

ただし、個別施策の実施スケジュールはそれぞれ異なるため、各施策の進捗状況は、必ずしもアウトカム指標による評価を行わずに、適宜スケジュール管理を行い、必要に応じて、スケジュールの変更や実施内容の修正を行うこととします。

なお、アウトカム指標の一部は、既存統計の調査結果をもとに算出する必要があり、当該統計調査等の実施時期との関係で、必ずしも最終年度の評価ができない場合があるため、その場合は指標が算定可能な年度における評価とします。

(2) 推進体制

本計画の推進に当たり、市民、交通事業者、行政の三者が相互に連携・協働して互いの役割を果たしていくことで、さまざまな課題に対し事業の効果を高めていくことができます。

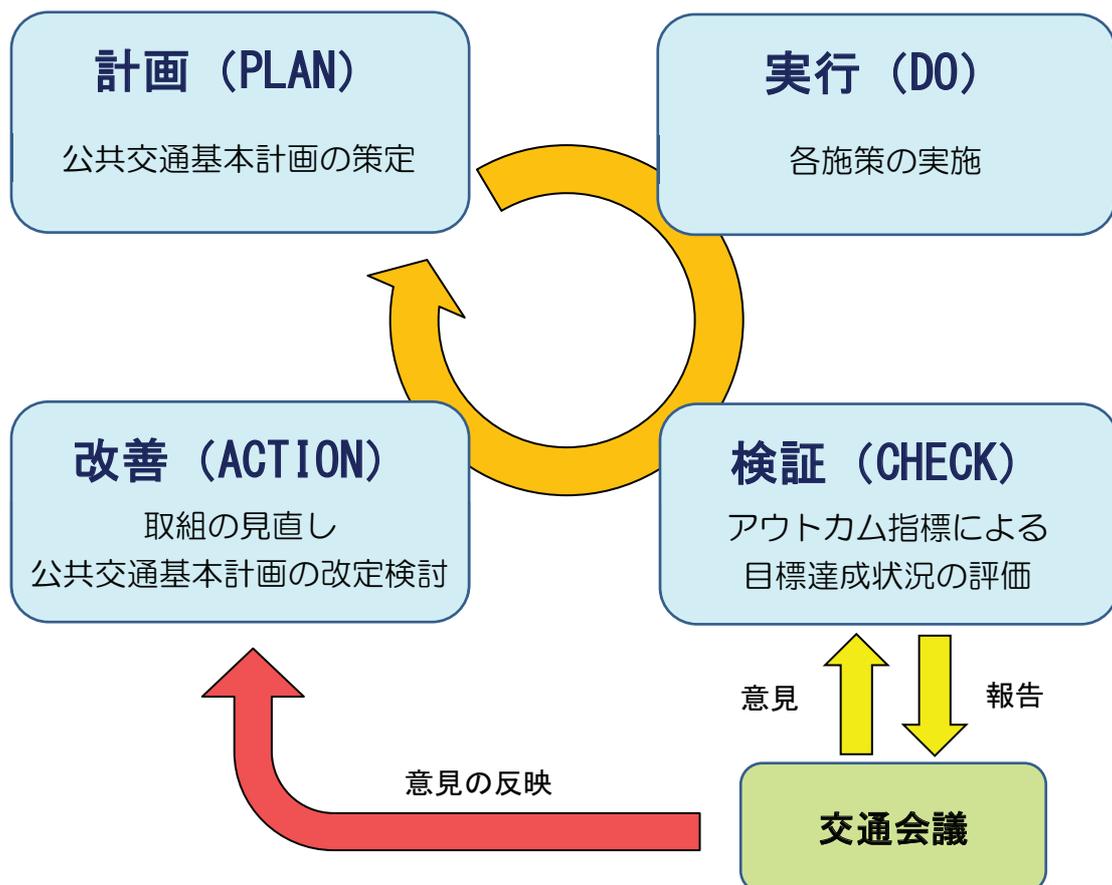
そのため、交通会議において、学識経験者、交通事業者、市民、関係行政機関等の委員による協議を行い、総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図ります。

交通会議では、個別の施策・事業ごとに、市民、交通事業者、行政のそれぞれの役割を明確にし、どの時期に誰がどのような具体的な活動を行うかを協議して、実際の施策・事業を進めていくとともに、重点施策の進捗状況を確認し、必要に応じて調整を行います。

計画期間の最終年度の2023（平成35）年度においては、アウトカム指標に基づく計画目標の達成状況の評価を行い、次期公共交通基本計画に向けた検討を行います。

年度	PDCA 実施内容
2015（平成27）年	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通基本計画検討作業 ・意見公募手続による意見収集 ・公共交通基本計画策定（P）
2016（平成28）年 ） 2022（平成34）年	<ul style="list-style-type: none"> ・施策実施（D） …随時，実施プログラムに合わせて各施策を実施 …交通会議にて各施策の実施状況の確認を行い，必要に応じて施策内容や実施プログラムの見直しを実施
2023（平成35）年	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトカム指標による目標達成状況の評価（C） ・評価結果に基づき，公共交通基本計画の改定検討（A）
2024（平成36）年	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通基本計画（第2次）策定

表 5-1 進捗管理のイメージ



水戸市公共交通基本計画策定に係る経過の概要

年 月 日	内 容
平成 26 年 7 月 29 日	平成 26 年度第 1 回水戸市都市交通戦略会議 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市都市交通戦略会議の設置について ・本市の公共交通の現状について
8 月 28 日	平成 26 年度第 2 回水戸市都市交通戦略会議 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置付けについて ・本市の都市空間整備の基本的方向について ・重点施策の検討と専門部会の設置について
10 月 27 日	平成 26 年度第 1 回水戸市都市交通戦略会議交通体系部会 <ul style="list-style-type: none"> ・交通体系部会の設置について ・公共交通ビジョンについて ・重点施策の抽出と検討について
11 月 17 日	平成 26 年度第 1 回水戸市都市交通戦略会議利用促進部会 <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進部会の設置について ・公共交通ビジョンについて ・重点施策の抽出と検討について
平成 27 年 2 月 24 日	平成 26 年度第 2 回水戸市都市交通戦略会議交通体系部会 <ul style="list-style-type: none"> ・目指す将来像（公共交通ビジョン）について ・重点施策の抽出について 平成 26 年度第 2 回水戸市都市交通戦略会議利用促進部会 <ul style="list-style-type: none"> ・目指す将来像（公共交通ビジョン）について ・重点施策の抽出について
3 月 26 日	平成 26 年度第 3 回水戸市都市交通戦略会議 <ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の調査・研究結果について
5 月 25 日	政策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市公共交通基本計画策定基本方針について

年 月 日	内 容
8月27日	平成27年度第1回水戸市都市交通戦略会議 ・計画策定に係る現状について ・計画策定業務の進め方について ・参考事例について
9月8日	水戸商工会議所地域ビジョン委員会との意見交換会 ・新しい交通ネットワークについて
9月30日	平成27年度第1回水戸市都市交通戦略会議交通体系部会 ・現状分析と課題の整理について ・施策体系及び重点施策の事業概要について 平成27年度第1回水戸市都市交通戦略会議利用促進部会 ・現状分析と課題の整理について ・施策体系及び重点施策の事業概要について
10月29日	平成27年度第2回水戸市都市交通戦略会議利用促進部会 ・施策体系及び重点施策の事業概要について ・計画の構成・概要について
11月6日	平成27年度第2回水戸市都市交通戦略会議交通体系部会 ・施策体系及び重点施策の事業概要について ・計画の構成・概要について ・公共交通体系の構築に関する基本方針について
11月17日	グループインタビュー（スマートまちづくりフォーラム） ・水戸市公共交通基本計画について
11月25日	平成27年度第2回水戸市都市交通戦略会議 ・水戸市公共交通基本計画（素案）について
12月25日	政策会議 ・水戸市公共交通基本計画（素案）について

年 月 日	内 容
平成 28 年 1 月 14 日 ～ 2 月 12 日	水戸市公共交通基本計画（素案）に係る意見公募手続 ・意見数 計 16 人 58 件
1 月 18 日	平成 27 年度第 3 回水戸市都市交通戦略会議（書面協議） ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
3 月 1 日	平成 27 年度第 4 回水戸市都市交通戦略会議 ・水戸市公共交通基本計画（素案）について
3 月 23 日	庁議 ・水戸市公共交通基本計画決定

水戸市都市交通戦略会議委員名簿（平成 27 年度）

（敬称略）

所 属	役職名	氏 名
茨城大学 工学部 都市システム工学科	教授	金 利 昭
茨城大学 工学部 都市システム工学科	准教授	熊 澤 貴 之
東日本旅客鉄道（株）水戸支社総務部企画室	室長	増 子 隆 行
鹿島臨海鉄道（株）	代表取締役副社長	宮 本 満
茨城交通（株）	代表取締役社長	任 田 正 史
関東鉄道（株）	常務取締役	武 藤 成 一
関鉄グリーンバス（株）	代表取締役社長	荒 川 安 男
ジェイアールバス関東（株）水戸支店	水戸支店長	鈴 木 晴 雄
（一社）茨城県バス協会	専務理事	澤 畠 政 志
（一社）茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鬼 澤 秀 通
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長	大 関 茂
公募市民（利用者等）		米 倉 彩 乃
公募市民（利用者等）		根 本 貴 彬
公募市民（利用者等）		野 原 香 里
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所	副所長	外 川 和 彦
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官（企画調整）	飯 塚 正 芳
	首席運輸企画専門官（輸送監査）	飯 田 孝 志
茨城県企画部企画課	参事兼課長	根 本 博 文
茨城県水戸土木事務所	所長	小 泉 恵 三
茨城県土木部都市局都市計画課	課長	肥 高 孝 之
茨城県警察本部水戸警察署	交通官	渡 辺 恭 秀
水戸市市長公室	公室長	三 宅 正 人
水戸市建設部	部長	檜 山 隆 雄
水戸市都市計画部	部長	村 上 晴 信
水戸商工会議所	副会頭	大久保 博 之

水戸市都市交通戦略会議交通体系部会員名簿（平成27年度）

（敬称略）

所 属	役職名	氏 名
茨城大学 工学部 都市システム工学科	教授	金 利 昭
茨城交通（株）	専務執行役員	火口内 宏 一
関東鉄道（株）	営業課長	本 多 佳 夫
関鉄グリーンバス（株）	総務部課長	長谷川 貞 仁
ジェイアールバス関東（株）水戸支店	総務課長	佐 藤 亮
（一社）茨城県バス協会	専務理事	澤 畠 政 志
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長	大 関 茂
公募市民（利用者等）		米 倉 彩 乃
公募市民（利用者等）		根 本 貴 彬
公募市民（利用者等）		野 原 香 里
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所	計画課長	飯 田 寛 之
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送監査）	飯 田 孝 志
茨城県企画部企画課	交通対策室長	川 上 敬 一
茨城県水戸土木事務所	次長兼道路整備第一課長	原 部 修 一
茨城県土木部都市局都市計画課	技佐兼課長補佐（技術総括）	田 中 郷 三
茨城県警察本部水戸警察署	交通第一課規制係長	鈴 木 優
水戸市市長公室	政策企画課長	長谷川 昌 人
水戸市建設部	建設計画課長	大 森 幹 司
水戸市都市計画部	都市計画課長	黒 澤 純一郎
水戸商工会議所	地域ビジョン委員会委員長	深 谷 邦 夫

水戸市都市交通戦略会議利用促進部会員名簿（平成 27 年度）

（敬称略）

所 属	役職名	氏 名
茨城大学 工学部 都市システム工学科	准教授	熊 澤 貴 之
東日本旅客鉄道（株）水戸支社総務部企画室	計画調整課長	小 川 郁 夫
鹿島臨海鉄道（株）	旅客事業部長	海 野 富 夫
茨城交通（株）	運輸部長	飛 田 潔
関東鉄道（株）	営業課長	本 多 佳 夫
関鉄グリーンバス（株）	総務部課長	長谷川 貞 仁
ジェイアールバス関東（株）水戸支店	総務課長	佐 藤 亮
（一社）茨城県バス協会	専務理事	澤 嶋 政 志
（一社）茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鬼 澤 秀 通
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長	大 関 茂
公募市民（利用者等）		米 倉 彩 乃
公募市民（利用者等）		根 本 貴 彬
公募市民（利用者等）		野 原 香 里
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官（企画調整）	飯 塚 正 芳
水戸市市長公室	みとの魅力発信課長	小 嶋 いつみ
水戸商工会議所	観光振興委員会委員長	三 上 靖 彦

水戸市都市交通戦略会議規約

(設置)

第1条 水戸市は、総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付け国都街第77号）第2第1項に基づき、水戸市都市交通戦略会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を茨城県水戸市中央1丁目4番1号に置く。

(所掌事項)

第3条 交通会議は、次の各号に掲げる事項の協議及び事業を行う。

- (1) 公共交通に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 公共交通に係る計画に関すること。
- (3) 公共交通に係る計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 交通会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- (6) 関係行政機関
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(全体会議)

第7条 交通会議の全体会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の

議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 交通会議に、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究をするため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する部会員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出し、部会の運営については、第7条の規定を準用する。
- 5 部会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の庶務を行うため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。
- 3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長は水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員は同課の職員をもって充てる。

(経費)

第11条 交通会議の運営に関する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成26年7月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

用語解説

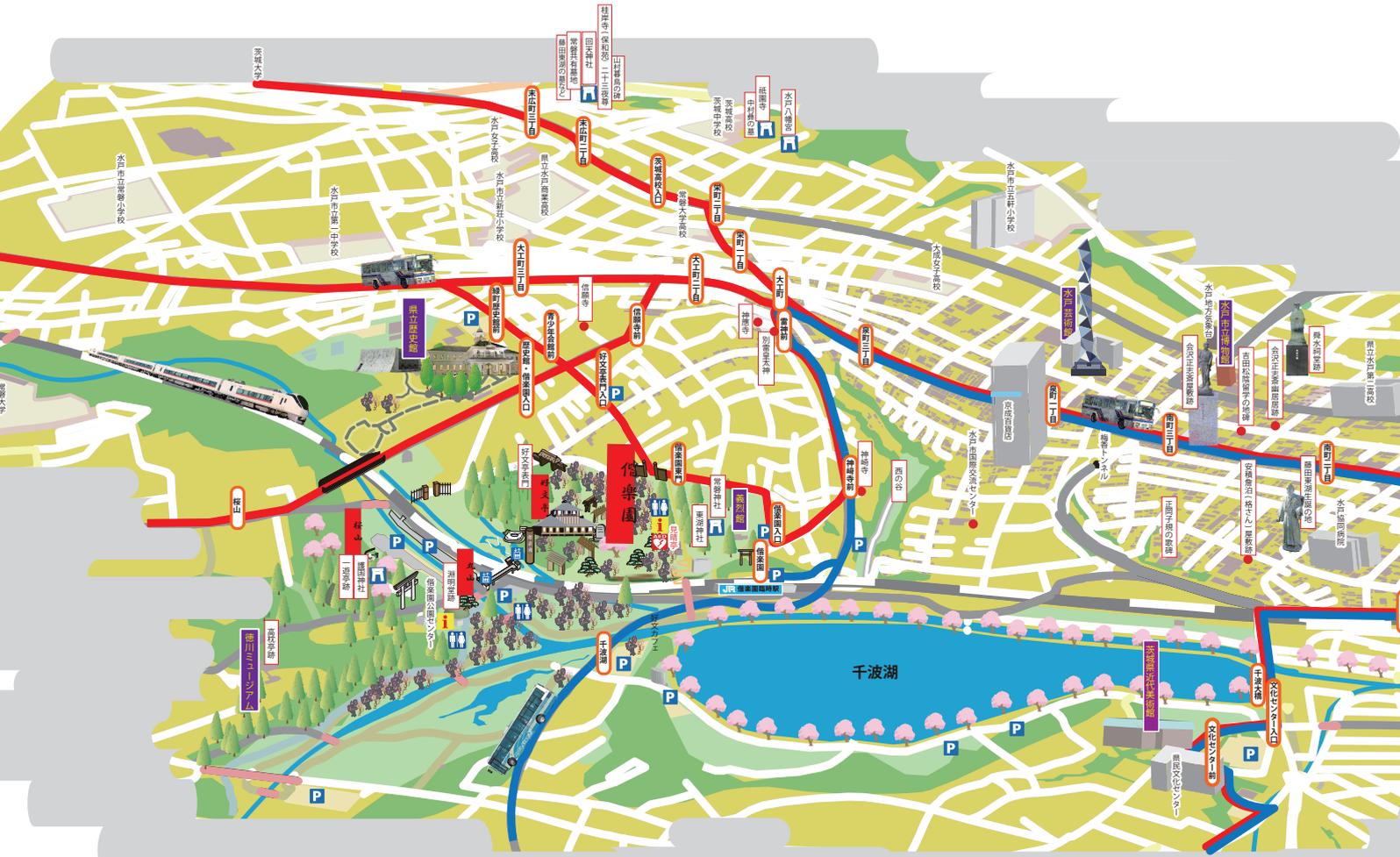
行	用語	説明
あ行	アウトカム指標	施策や事業の実施により発生する効果・成果（アウトカム）を表す指標
	アクセス	目的地までの経路や交通手段
	移動困難者	交通活動上、介助や機器が必要な人や安全な移動に困難を伴う人
	エコ（エコロジー）	地球環境，自然環境（生態系）を保護し，共存する考え方
か行	カバーエリア	網羅されている範囲
	カラーリング	着色すること
	居住誘導区域	人口減少の中にあっても，一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより，生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと
	距離運賃制	運送距離に応じて運賃が加算されていく制度。運送開始時点から「初乗り」と呼ばれる最低運賃が設定され，それを超過すると一定距離ごとに一定額が加算される。
	均一運賃制	距離や時間に関係なく金額が変わらない運賃制度
	交通結節点	同じ交通手段や異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ地点
	コミュニティサイクル	複数の自転車貸出拠点（ポート）が設置され，利用者がどこでも貸出・返却できる交通手段。「自転車シェアリング」，「サイクルシェアリング」，「都市型レンタサイクル」等とも称される。
	コミュニティバス	公共交通空白地域の解消等を図るため，市町村等が主体的に計画し，一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス，もしくは市町村自らが自家所有有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送によって運行するもの
	コンパクト	小さく簡潔にまとまっている状態
コンパクトシティ	都市の中心部に行政，商業，住宅などのさまざまな都市機能を集中させた形態，またはその計画	

	コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方
	コンベンション	大会、会議、展示会などの大規模な催し
さ行	サイクル・アンド・ライド	自転車でバス停や駅に行き、そこからバスや鉄道に乗り換えること
	サイクルポート	自転車を停めるスペース
	シームレス	「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレスとは、乗り継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする
	人口集中地区（D I D）	国勢調査において、人口密度が 4,000 人/k ² 以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が 5,000 人以上となる地区
	スプロール化	市街地の周辺部において無秩序な開発などが進むことにより、虫食い状に市街地が拡大すること
	スマート	すっきりとして洗練された、賢い、効果的な
	スマートインターチェンジ	高速道路の本線又サービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りできるように設置される ETC（自動料金収集システム）搭載車専用のインターチェンジ
	スマート・エコシティ	地球環境の保全とともに、自然環境との共生を基調として、都市の中心となる都市核や様々な拠点をすっきりと効果的に配置し、それらの機能や魅力の集積・向上、さらにはネットワーク化を図ることによって、市民生活や産業活動を営む上で、それらの効果を楽しみやすい効率性の高い都市構造を指す。水戸市第6次総合計画の都市空間整備構想における基本的方向。
	ゾーニング	ある一定の地域をゾーンといい、地域の範囲や利用方法を定めること
	ゾーン運賃制	路線網を同心円状等に分けたゾーンで区切って、ゾーンをまたぐごとに運賃が加算されていく制度

た行	ターミナル駅	複数の路線が乗り入れ、鉄道・バスなどの起点・終点となる駅
	第3次救急医療	第2次救急では対応困難な重篤な救急患者に対応するための医療。救命救急センターや地域救命センターにおいて24時間365日体制で受け入れ、高度な医療を提供する。
	第2次救急医療	入院治療を要する重症救急患者に対応するための医療
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地域の総合行政を担う地方公共団体を中心として、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図ることを目的とした法律（平成26年11月20日施行）
	地域公共交通網形成計画	地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする計画。地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定する。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載する。
	地域公共交通再編実施計画	地域公共交通網形成計画を実現するための実施計画。地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項を記載した場合、地方公共団体が交通事業者等の同意のもとに策定することができる。
	デマンド型交通	需要応答型交通システムと呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
	デマンドタクシー	利用者のデマンド（需要・要求）に合わせて、市町村等が運営に関わるタクシーの総称。個別輸送型のタクシーを乗合自動車として運行しているケースが多い。
	ドア・ツー・ドア	自宅の戸口を出てから目的の戸口までのこと
	特例市	2000年（平成12年）から施行された大都市制度の一つで、人口が20万人以上の都市に中核市に準じた事務の範囲が移譲されている。地方自治法の改正により、平成27年4月1日に制度は廃止された。
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと

	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと
	都市・地域総合交通戦略	魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的に、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携して適切な役割分担のもと、地方公共団体を中心として、関係機関・団体が相互に協力し、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るための戦略
な行	ナンバリング	番号を付すこと
	ネットワーク	構成要素が網状に複合して連結、連絡されている状態
	ノンステップバス	乗降口に段差がないなど、高齢者や身体障害者等に配慮された構造のバス
は行	バスロケーションシステム	車両の現在位置を把握し、バス停の案内板やインターネットなどを通じて、利用者にバスの運行状況やバス停への接近情報などを表示、提供するシステム
	パーク・アンド・ライド	バス停や駅まで自動車で行き、駐車して、そこからバスや鉄道などの公共交通機関に乗り換えること
	バリアフリー	高齢者や障害者を含む全ての人が社会生活をしていく上での障壁を取り除くこと
	ピクトグラム	表現対象を文字以外のシンプルな図記号で表したもの
	ビジョン	将来像、将来に対する構想
	プログラム	ある物事の進行状態についての計画や予定。あらかじめ実行する内容を定めた予定表や計画書
	平均乗車密度	ある系統のバス1便当たりの平均利用者数で、始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数のこと
	ま行	水戸市人口ビジョン
モータリゼーション		自動車が生活必需品として普及する現象
モビリティ・マネジメント		当該の地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく取組

や行	ユニバーサルデザイン	年齢や性別，障害の有無にかかわらず，全ての人が使いやすいことを目指したデザイン
ら行	ラウンドダイヤ	毎時間同じ時刻に運行することで，運行時刻が覚えやすいように利用者に配慮したダイヤ
	ライフスタイル	生活行動の様式。生活に対する価値観なども含めて用いられる。
	立地適正化計画	国における都市再生特別措置法の改正（平成 26 年 5 月公布）に伴い，新たに都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地誘導による「コンパクトなまちづくり」を進めるための計画
	レンタサイクル	貸し自転車
わ行	ワークショップ	参加者が主体的に話を進めていく中で，相互の意見を取り入れながら問題の明確化，解決策の提示などを具体化しようとする手法



水戸市公共交通基本計画

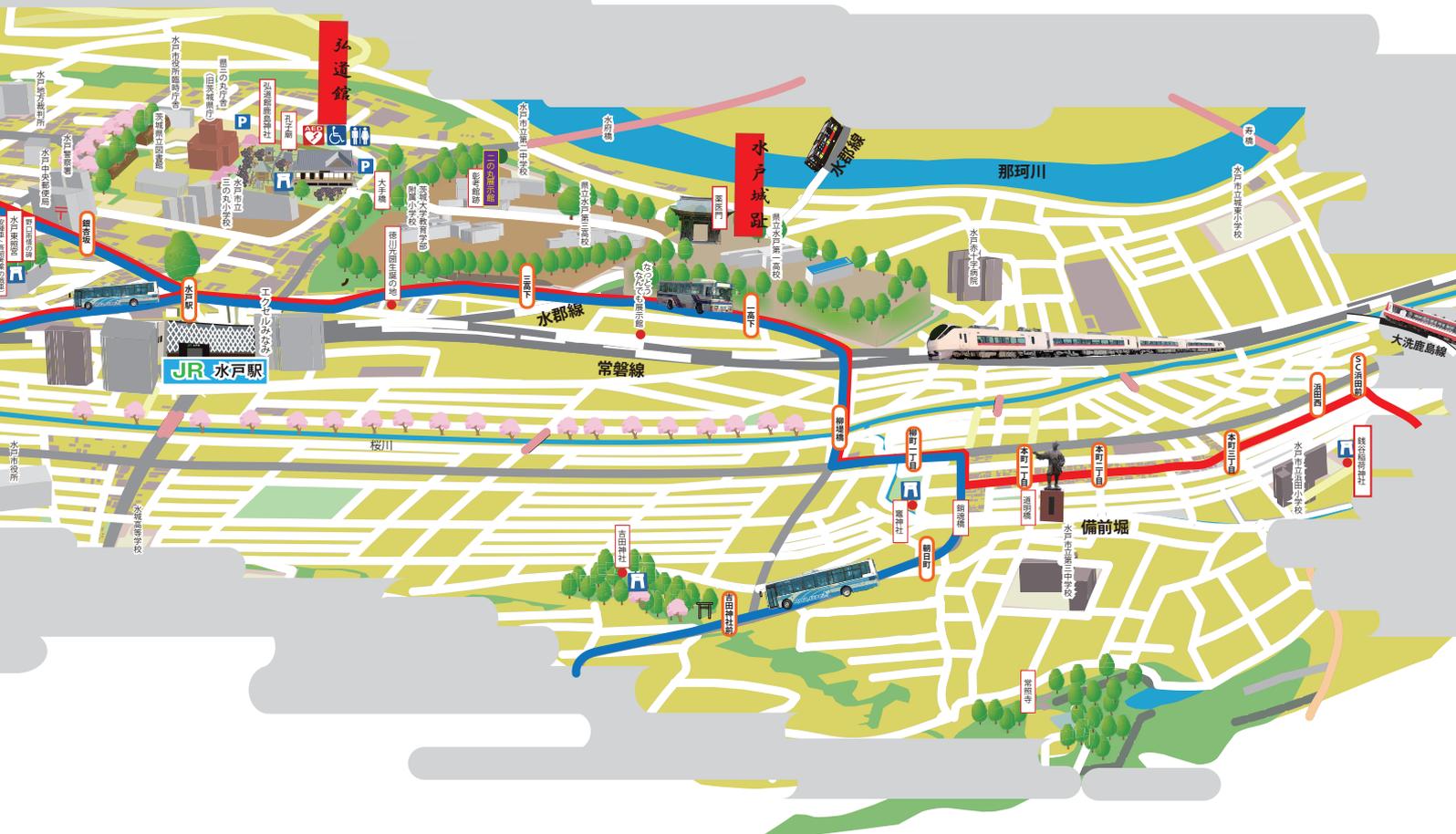
2016（平成28）年3月 発行

編集・発行

水戸市市長公室交通政策課

水戸市中央1丁目4番1号

電話 029 (224) 1111



「弘道館・偕楽園周辺散策マップ」（茨城県）より



水戸市公共交通基本計画